
監査委員公表

監査委員公表第6号

平成27年3月13日付26長監第84号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年7月7日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	中村	和弥
同	山田	朋子

27 総文第5号
平成27年5月28日

長崎県監査委員	石橋	和正	様
長崎県監査委員	砺山	和仁	様
長崎県監査委員	外間	雅広	様
長崎県監査委員	山田	朋子	様

長崎県知事 中村 法道 印

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年3月13日付け26長監第84号にて提出された監査結果の報告に基づき、
別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:企画振興部文化観光物産局 文化振興課		
【公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 内部統制について 業務上使用される印章と預金通帳は別々の場所に保管されているが、職員3名が使用できる状況となっている。 事故防止のため適正な管理を行うこと。</p>	<p>公印規程を順守し、今後は2名で印章を管理いたします。また、押印者は管守者2名の内いずれか1名といたします。 預金通帳については、会計員2名が日常管理を行い、支払い等の際に現金取扱員に手渡すようにしています。 事故防止等のため、公印管理者と預金通帳の保管者を別とし、適正に管理いたします。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:企画振興部文化観光物産局 文化振興課		
【株式会社 乃村工藝社】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当年度の長崎歴史文化博物館における入館者数は、40万人を超えているものの前年度より減少し、目標入館者数も下回っている。</p> <p>展示内容の充実、営業活動の強化やメールマガジン等による情報の発信にも取り組んでいるが、今後とも、長崎県ならではの地域性を活かした魅力ある企画展の開催や広報の充実に努め、入館者数の増加に努めるべきである。</p>	<p>平成24年度の入館者数は7月に「ドラえもんの科学みらい展」、8月から9月にかけては「北京故宮博物院展」と夏休み時期から秋までに多数の集客があった企画展の開催が大きく影響しており、これに対し平成25年度は、夏休み期間前半は全国高等学校総合文化祭の写真の部の会場となったため、8月に入ってから「恐竜展2014」である程度の集客はできたものの、9月以降の落ち込みが大きく、前年実績よりも減少することとなりました。</p> <p>平成26年度については、夏休み期間に「お化け屋敷で科学する」、11月から12月に「みんなのサザエさん展」と集客があった企画展を開催しましたが、国体開催の影響で9月、10月の利用客の減少があり、入館者数は44万人で、前年実績よりは増加したものの、目標を達成することはできませんでした。</p> <p>今後の対策としては、企画展および常設展の内容の充実と、テレビ局や新聞社との連携による広報・PRに再度注力し、あわせてホームページやツイッター、メールマガジンなどのコミュニケーションツールを活用し情報発信に努めてまいります。営業活動においては修学旅行はもちろんの事、九州圏内の旅行会社やバス会社に博物館への来館につながるような施策(特別料金など)を実施し誘客を図ってまいります。</p> <p>さらに、館内施設の有効活用を図るべく、県内・市内向けに貸施設のチラシを作成し、利用促進と認知度の向上を目指し、また外部団体との連携を図り、多数の来客が見込めるイベントの開催や誘致活動を行い、県民・市民の利用についても増加につながる対策を実施いたします。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:企画振興部文化観光物産局 観光振興課		
【一般財団法人 長崎市野母崎振興公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 領収書の交付について 同公社が運営する海の健康村の利用者に対しては長崎県亜熱帯植物園の割引券が交付され入園料が半額になっているが、割引券利用者に対し領収書を交付していない。 入園料を徴収した場合は、領収書を交付すること。</p>	<p>平成26年11月より領収証を交付しております。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について 長崎県亜熱帯植物園の当年度入園者数は、前年度より若干増加しているものの目標入園者数に達していない。 平成25年3月に「長崎県亜熱帯植物園のあり方に関する基本方針」を策定し、県民等の利用促進に向けて利用しやすい料金へ見直しを図っているが、有料入園者数は減少し入園者数全体も低迷している。 営業活動の強化、フラワーフェスタなどのイベント開催、同公社が運営する海の健康村との共同でのチラシ作成などを行い入園者増に努めているが、今後ともより一層の利用促進に取り組むべきである。</p>	<p>野母崎海の健康村の利用者及び長崎県亜熱帯植物園の入園者を増やすため、公社事務局において平成27年4月から(株)JTBコミュニケーションズ(福岡市)と広告、イベント、施設運営のアドバイスを受ける契約を締結しています。</p>
	<p>(2) 法人の存続について 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」によると2期連続して純資産額(正味財産)が300万円未満となった場合には解散事由に該当するが、当年度末で99,205千円の債務超過となっている。 当法人は平成26年4月に一般財団法人へ移行しているが、このまま推移すると正味財産が300万円未満となり指定管理者団体として不適格となる。 指定管理期間が平成28年度までとなり、何らかの対策を講じるべきである。</p>	<p>長崎市は野母崎地域の活性化を図るため、平成27年2月20日開催された長崎市議会に一般財団法人長崎市野母崎振興公社に貸し付けている1億2千万円の債権を放棄する議案を提出、平成27年3月13日議決され、平成27年3月18日付けで長崎市長より権利の放棄について通知を受けました。 これにより、債務超過は是正されています。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部 国保・健康増進課		
【特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 稟議書(施行伺)の作成について 当団体が県へ提出した補助金交付申請書や補助金の対象経費となっているリーフレット印刷などについて、稟議書(施行伺)が作成されていない。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>県への提出書類、物品購入等支出などにつきまして、稟議書(施行伺)を作成し、適正な事務処理を行うようにいたしました。</p>
	<p>(2) 施設の運営について 長崎県難病相談・支援センターの運営について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>ア 目的外の施設利用について 当センターの管理運営に関する基本協定書によると、施設等を設置目的以外の用に供してはならないとなっているが、利用目的を十分確認をしないまま許可しているものがある。 また、当センター条例施行規則第3条に定めた施設以外の施設について、利用許可を与えているものがある。</p> <p>イ 運営委員会の設置について 当センターの管理運営に関する基本協定書別紙の指定管理業務の範囲によると、運営委員会を設置運営することになっているが、設置されていない。</p>	<p>施設の利用希望者から提出される施設利用申請書に、利用目的(内容)が記入されないままに利用を許可している事例があったもので、利用目的が当センターの設置目的に合うものか十分確認したうえで、利用を許可するようにいたしました。 また、当センター条例施行規則第3条に定めた施設以外の施設に与えている利用許可につきましては、施行規則で定めた施設ではありませんでしたが、利用希望者が示した利用目的が当センターの設置目的に当たっていたので、利用を許可したものです。 今後の利用許可につきましては、主務課にも相談のうえ、適正に対応してまいります。</p> <p>基本協定書に基づき、県と協議のうえ、運営委員会の設置要綱及び委員を定め、運営委員会を設置いたします。</p>
	<p>(3) 指定管理部門会計から他団体への貸付金について 当団体は、平成25年4月30日に指定管理部門会計にかかる預金から10万円を貸付契約書がないまま他団体へ貸し付けている。 指定管理に係る県負担金は当団体が指定管理業務の遂行に要する経費として負担しているものであるため、他団体への貸付金の原資とすることはできない。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>指定管理部門会計にかかる預金から貸し付けた10万円につきましては、平成25年7月11日に協議会の一般会計部門から全額返済いたしました。 今後は、会計処理に十分に注意して、指定管理部門会計から他団体への貸付を行わないようにいたします。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
指摘事項(主務課)	<p>(1) 施設の運営について 長崎県難病相談・支援センターの運営について、次のような問題点があるので、適正な施設運営を行うよう指導すること。</p> <p>ア 目的外の施設利用について 当センターの管理運営に関する基本協定書によると、施設等を設置目的以外の用に供してはならないとなっているが、利用目的を十分確認をしないまま許可しているものがある。 また、当センター条例施行規則第3条に定めた施設以外の施設について、利用許可を与えているものがある。</p> <p>イ 運営委員会の設置について 当センターの管理運営に関する基本協定書別紙の指定管理業務の範囲によると、運営委員会を設置運営することになっているが、設置されていない。</p>	<p>施設の利用希望者から提出される施設利用申請書に、利用目的(内容)が記入されないままに利用を許可している事例があったもので、利用目的が当センターの設置目的に適うものが十分確認したうえで、利用を許可するよう、指定管理者を指導いたしました。</p> <p>また、当センター条例施行規則第3条に定めた施設以外の施設に与えている利用許可につきましては、施行規則で定めた施設ではありませんでしたが、利用希望者が示した利用目的が当センターの設置目的に適切だったので、利用を許可したものです。 今後の利用許可につきましては、施設の利用目的及び利用状況をふまえ、適正に対応してまいります。</p> <p>基本協定書に基づき、県と協議のうえ、運営委員会の設置要綱及び委員を定め、運営委員会を設置するよう、指定管理者を指導いたしました。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:福祉保健部こども政策局 こども家庭課		
【一般社団法人 長崎県母子寡婦福祉連合会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 伝票の保管について</p> <p>仮払金の支出に係る伝票や非現金科目に係る振替伝票について、保管していないものがある。</p> <p>また、報酬に係る源泉徴収について、預り金納付に係る証拠書類が保管されていないものがある。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>今後、振替伝票及び預り金納付にかかる証拠書類については、適正に保管し事務処理を行います。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 産業振興課		
【株式会社 コンベンションリンケージ】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用促進について</p> <p>長崎県ビジネス支援プラザにおける創業者養成・育成のための入居施設について、当年度末の入居者数が前年度末よりも減少している。</p> <p>引き続き、創業者のニーズや実情を踏まえた利用促進対策等を講じていくべきである。</p>	<p>創業準備室の入居者募集を、従来は年に数回程度としておりましたが、現在は随時募集とすることで利便性を高めました。その取り組みもあり、平成27年4月1日時点で満室となっております。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 産業技術課		
【ハウステンボス・技術センター株式会社】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>佐世保情報産業プラザにおける施設の入居率は9割を超えているものの目標を達成していない。</p> <p>また、施設設備の貸出回数は昨年度より減少している。</p> <p>利用者のニーズや実情を踏まえ、今後も一層の利用促進対策に取り組むべきである。</p>	<p>入居率については、平成26年度末時点で99%となっており、目標を達成しております。</p> <p>また、平成26年度は、3Dプリンター活用セミナーの実施に加え、初心者でも簡単に使える3Dデータ作成用ソフトの導入やホームページのリニューアルを行い、施設設備の利用促進に努めております。今後も利用者向けセミナーやPR活動を積極的に実施し、さらなる利用促進に努めてまいります。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 雇用労働政策課		
【職業訓練法人 長崎能力開発センター】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 領収書の交付について 生産物販売代金を現金で徴収した際に領収書を交付していない。 現金収受がある場合は、領収書を交付するとともに、写し等を保管しておくこと。</p>	<p>当団体は本年3月末で解散し、4月以降職業訓練業務は社会福祉法人南高愛隣会が引き継いでおり、生産物を販売する際は領収書を発行するようしております。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:産業労働部 雇用労働政策課		
【長崎県ビルメンテナンス事業協同組合】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>長崎県勤労福祉会館において、当団体は、アンケートを実施し、利用者のニーズに柔軟に対応し、利便性や快適性を考えた施設設備等の改修・整備を実施するなどサービス向上に努めている。</p> <p>しかしながら、会議室等の利用状況は、長期間全館貸出しが減少し、また近隣施設との競合等の影響により、利用件数、稼働率のいずれも目標を達せず、前年度を下回っている。</p> <p>今後も競合する近隣施設の利用状況等を把握するとともに利用者のアンケート結果などを当会館の運営に生かし、利用者のニーズにあった会館の利用促進に努めるべきである。</p>	<p>平成27年4月1日から、稼働率の低い夜間料金を見直し、近隣施設との競争力を高め、利用促進に努めております。</p> <p>稼働率の低い夜間料金を昼間料金と同額に減額変更</p> <p>小会議室・多目的室の夜間料金について、年間予約した場合の減免措置</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:水産部 資源管理課		
【株式会社 長崎県漁業公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 過年度売掛金の解消について 過年度売掛金が当年度末で2,833千円ある。 債務者のうち1名は死亡して1年以上経過しているが、相続の状況について把握していない。 新たな発生を防止するとともに適切な債権管理を行い、引き続き解消に努めること。</p>	<p>指摘があった債務3者について、1者は相続状況を把握し、売掛金の一部を回収後、和解をしております。また残りの債務者につきましても、和解処理や支払催促を行うこととしており、売掛金の解消を図ってまいります。 今後も、売掛金の状況を十分に把握しながら債権管理を適切に行い、過年度売掛金が新規に発生しないよう努めてまいります。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 経営状況について 当年度の決算は、当期純利益が7,212千円の黒字であり、平成22年度から4期連続して黒字を計上している。その結果、平成21年度に65,848千円あった累積欠損金は前年度に解消され、当年度の繰越利益剰余金は23,433千円となっている。 また、経営再建計画(平成22～26年度)と比較すると、繰越利益剰余金は計画を19,802千円上回る実績で推移している。 しかしながら、平成26年度において、自主事業に係る過年度分の施設・土地の使用料等相当額23,789千円の支払を長崎県から求められている。 さらに養殖業者の生産調整によるトラフグの需要低迷など当法人を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、引き続きニーズに沿った種苗を生産するなど収支構造改善などに取り組み、財務基盤の強化を図っていくべきである。</p>	<p>平成26年度からは、今後の当社を取り巻く環境やその動向を踏まえたうえで、経常黒字化の継続と経営の安定化を図るため、中期経営計画(平成26年度から平成30年度までの5ヶ年計画)を新たに策定いたしました。 平成26年度に発生した過年度分施設使用料については、銀行借入により一括支払を行っており、特別損失として処理いたしました。(平成26年10月支払済み)。 エネルギー価格の上昇や主力商品の一つであるトラフグ種苗の需要低迷は、今後も続く見通しであるため、クエ種苗などの新規魚種導入や高成長マダイなどのニーズに沿った種苗を生産する等、収益改善に取り組むとともに財務基盤の強化を図ります。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:農林部 農業経営課		
【公益財団法人 長崎県農林水産業担い手育成基金】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 就農支援資金貸付金について 当貸付金の未償還金は、前年度より減少しているものの当年度末で7件7,950千円ある。 滞納者に対し、督促状・催告状による催告、現地訪問及び関係機関との連携により回収に努めているが、引き続き、未償還金の早期解消に向け取り組むこと。</p>	<p>引き続き、滞納者に対し、督促状・催告状による催告、現地訪問及び関係機関との連携により回収に努め、未償還金の早期解消・縮減に向けて努めてまいります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金について 翌年度6月支給分の賞与について、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額を計上していない。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>平成26年度決算に計上のうえ対応をする予定です。</p>
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について 当年度の一般正味財産増減額は前年度より15百万円収支が悪化し前年度の黒字から赤字となっている。 赤字となった主な要因は、基本財産運用益及び特定資産運用益が前年度より大幅に減少したことによるものである。 当年度は赤字となっているが、一般正味財産期末残高が24,954千円であり事業運営に支障はない。 引き続き、収支相償を確保しながら事業運営に努めるべきである。</p>	<p>平成27年度において、公益事業のうち基本財産運用益及び特定資産運用益を用いて事業を行っている「農林水産業担い手青年の育成に関する事業」の事業費・助成率などを見直す検討を行い、事業運営に支障が無いよう努めてまいります。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:農林部 農地利活用推進室		
【公益財団法人 長崎県農業振興公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 諫早湾干拓農地貸付料に係る未収金について 当貸付料に係る未収金が、前年度末より15,557千円増加し、当年度末で41,985千円ある。 滞納者に対して、催告書の送付や面談等を実施し、さらに多額債務者には提訴を行うなど回収に努めているが、引き続き、未収金の早期解消に向けて取り組むこと。</p>	<p>滞納者に対しては、県諫早湾干拓営農支援センターとの連携による経営指導を行いながら、今後も定期的に面談等を実施するとともに、債権管理規定に基づき、未収金の早期解決に取り組んでまいります。</p>
	<p>(2) 長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金(新規就農促進基盤整備支援事業分)について 当補助金は、当公社が市町等に対して負担すべき事業負担金を補助するものである。 当公社から2市に対し、平成26年4月28日に負担金を支出しているが、長崎県補助金等交付規則第11条第2項に定める補助事業の内容変更に係る手続を行っていない。 また、当公社はこの負担金を支出する以前に事業実績報告書を提出している。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>今後は交付規則で規定された変更手続きを確実に行うことや、負担金支出後に実績報告書を提出することなど、補助金の手続に誤りがないよう、チェック体制を強化いたします。</p>

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度の正味財産増減計算書では、経常増減額が2,330千円の黒字、経常外増減額が26,506千円の赤字となっており、一般正味財産増減額は24,176千円の赤字となっている。</p> <p>また、指定正味財産は農地保有合理化事業に係る国庫補助金の返還により150,100千円減少しており、正味財産期末残高は88,180千円となっている。</p> <p>当社の主要事業である諫早湾干拓農地保有合理化促進事業については、農地を当社が保有し、営農者に貸し付けており、当該事業に係る借入金残高は45億46百万円となっている。</p> <p>当該借入金については、農地貸付料収入、宅地用地売却収入をもって返済に充当している。</p> <p>当年度末の農地貸付料については、36,229千円の滞納があり、宅地用地売却については、75区画中41区画が売れ残っている状況である。</p> <p>当該借入金に加え、農地保有合理化事業に係る県補助金の返還の可能性もあることから、収支相償を確保しながら安定的な事業運営に努めるとともに、農地貸付料の回収や宅地用地の売却を確実にし、借入金の返済が実行できるよう県と一体となって取り組むべきである。</p>	<p>経費節減に努めながら、当社の安定的な事業運営を行ってまいります。また、県と一体となって、確実な農地貸付料の回収を行うとともに関係機関・団体へ提案や情報提供を行うなど、宅地用地の販売に取り組んでまいります。</p>
	<p>(2) 大規模修繕引当金の計上について</p> <p>当法人が保有する農地に係る構築物について、将来の大規模な修繕に係る費用負担に備えるため、適正な修繕計画を策定のうえ、大規模修繕引当金の計上を検討すべきである。</p>	<p>修繕工事の規模の調査や国庫事業の活用について県と協議を行うとともに、引当金の計上について検討を行ってまいります。</p>
指摘事項(主務課)	<p>(1) 長崎県耕作放棄地解消総合対策事業費補助金(新規就農促進基盤整備支援事業分)について</p> <p>当補助金は、公益財団法人長崎県農業振興公社が市町等に対して負担すべき事業負担金を補助するものである。</p> <p>当社が2市に対し負担金を支出する以前に事業実績報告書を提出しているにもかかわらず、実績報告書提出日に補助金の額の確定を行っている。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>今後は実績報告書に間接補助金の交付を完了した年月日を記載するよう様式を改め、間接補助事業体の負担金支出を確認したうえで額の確定を行う等、同様の事案が生じることがないようにチェック体制を強化いたします。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:農林部 林政課		
【一般社団法人長崎県林業コンサルタント】		
意 見(団体)	<p>(1) 施設の利用状況について</p> <p>当団体は、長崎県民の森において木工教室などイベントを月1回程度開催する他、ボランティア団体が主催するイベントにも積極的に協力をし、利用促進に努めている。</p> <p>しかしながら、当年度の来園者数は、前年度に比べ、有料来園者数は増加しているものの、施設の老朽化や天候の影響等により全体としては減少しており、目標来園者数も達成していない。</p> <p>利用者からのアンケート結果などをもとに利用者のニーズを反映した施設の運営を行うなど利用促進に努めるべきである。</p>	<p>利用者からより多くの意見を反映するため、アンケートのみならず、福祉施設や学校等の施設利用者と意見交換会を開催し、早期の施設利用申込制度やわかりにくい案内板の改善等要望を受け、それらの対応を進めるとともに、今後も、利用者ニーズを反映した運営に努めてまいります。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 監理課		
【公益財団法人 長崎県建設技術研究センター】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 賞与引当金について 翌年度6月支給分の賞与について、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額を計上していない。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>平成26年度から賞与の支給対象期間に応じた支給見込額を、賞与引当金として計上いたしました。</p>
	<p>(2) 事務処理について 事務処理について、次のとおり是正すべき点があるので、適正な処理を行うこと。 ア 物品の取得、出納、保管及び処分について 当団体の会計規程において、物品の取得、出納、保管及び処分について、県に準ずることと規定されているが、物品管理簿の整備や年1回の現物確認などを行っていない。</p>	<p>ア 会計規程を見直し、平成26年11月1日付で新たに会計処理規程を整備するとともに運用を開始いたしました。これに基づき物品管理簿を整備し、平成27年1月30日までに現物を確認いたしました。</p>
	<p>イ 固定資産の処分について 当団体の会計規程において、固定資産を処分する時は、理事長までの決裁が必要であると規定されているが、原動機付自転車(車両運搬具)の処分について、総務部長決裁となっている。</p>	<p>イ ご指摘のあった原動機付自転車については、平成27年1月20日付で会計処理規程に基づき理事長の決裁を受け、適正に処理いたしました。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 港湾課		
【長崎緑地公園管理事業協同組合】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 利用料金の計算方法について 常盤・出島緑地(長崎水辺の森公園)において施設利用の許可をしているレストランから毎月徴収している利用料金が、許可書に定める計算方法とは異なる方法で算出されている。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>許可書に定める条件書の利用料金と、利用料金設定承認書に記載していた利用料金の内容が異なっており、実際には利用料金設定承認書の内容で算出されておりました。 今後は、条件書の利用料金を利用料金設定承認書の内容に合わせ、適正に許可を行ってまいります。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 港湾課		
【長崎緑地公園管理事業協同組合】		
意 見(団体)	<p>(1) 利用料金の分割払いについて</p> <p>長崎港松が枝国際ターミナルビル及び松が枝緑地の利用料金の分割払いについては、今まで利用実績がないため対応しないこととし、ホームページから関係記述を削除している。</p> <p>しかしながら、長崎港松が枝ターミナルビル及び松が枝緑地の管理運営に関する基本協定書の運用基準では「利用料金が30万円を超える場合は、分割支払いの制度を設けるなど、利用者の利便性を配慮しなければならない。」と規定されており、当年度において、30万円を超える事例が実際に認められるところである。</p> <p>基本協定書の運用基準に照らして、利用料金の分割払い制度について、再度検討すべきである。</p>	<p>年度協定書「施設利用手続きに関する利用規則第7条」において、分割支払いの規定を設けており、当年度における30万円を超える事例については、利用者からの申出もなかったため、分割払いを実施いたしませんでした。</p> <p>今後はご意見を踏まえ、分割払いについて、利用申請者へ事前に周知することにより、利用者の利便性向上を図ってまいります。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 住宅課		
【長崎県住宅供給公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 内部統制について 業務上使用される印章と預金通帳が同じ場所に保管されており、総務部経理班の職員全員が取り扱うことができる状況となっている。 事故防止のため適正な管理を行うこと。</p>	<p>ご指摘を受けた当日から、印章を預金通帳とは別の施錠できる場所に保管することに改めました。 なお、印章については出納員が管理することで、それ以外の職員が取り扱うことができないようにし、事故防止に努めてまいります。</p>
	<p>(2) 予定価格の算定について 県営住宅管理業務の畳取替工事について、諸経費の算定誤りにより全入札参加業者が最低制限価格に達せず失格している。 諸経費を見直すとともに設計内容、数量を一部変更し入札を3回実施しているが、全入札参加業者が予定価格を超過し全て不落になっている。 また、競争入札すべき工事であるにもかかわらず年度内完了が求められていたため、諫早事務所で発注できるよう3分割し随意契約により行われている。 予定価格の算定に当たっては、十分精査して算定すること。</p>	<p>再発防止を期するため、各担当者へ注意喚起を図りました。併せて、検算者を含め職員間の相互チェックの徹底を図るなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について</p> <p>当年度決算は6億66百万円の黒字であり、平成17年3月に成立した特定調停直後の平成16年度決算から10年連続して経常損益、最終損益ともに黒字を計上している。</p> <p>長期借入金等の債務については、再建計画を18億9千万円上回る返済を行い、特定調停直後の平成16年度決算の135億9千万円から52億6千万円に圧縮されている。</p> <p>しかしながら、特定調停の支援期間10年が終了し、平成25年度まで1%に減免されていた住宅金融支援機構借入金の金利の減免措置がなくなり今後負担増となってくる。</p> <p>このため、分譲事業に係る資金を確保するためにも、賃貸資産の適切な運用、シティビル長期割賦債権の確実な回収に努める必要がある。</p> <p>また、分譲事業の諫早西部台については、民間活用型共同開発方式により造成した第2工区(東-1地区)の売却が進んでおり、今後、自己資金により造成を行っている東-2地区の販売を平成27年度から開始することとしている。</p> <p>今後とも、県央地区の人口動向など需要の変化を見極めながら今後の造成を進めるとともに、現在販売中の第2工区(東-1地区)の完売に向けて、着実な販売促進に努める必要がある。</p> <p>引き続き、「債務返済への注力、賃貸管理事業へ特化していく、新たな開発をしない」という基本的な考えに基づき再建計画を進めるべきである。</p>	<p>賃貸資産において資金を確保するために、収入面においては、入居率が低い特定の団地における入居促進策として、新婚・子育て・シニア世帯に限り一定期間の家賃を割引くキャンペーンや家賃見直し等を適時行い、引き続き入居(稼働)率の向上に取り組んでいます。一方、支出面においては、資産毎に劣化状態に応じた補修方法や補修時期を見極めることで、適正な維持管理を行い、経費の縮減に取り組んでいます。</p> <p>また、シティビル長期割賦債権の回収については、金融機関出身者が担当し、きめ細やかな対応を行っており、滞納の未然防止や長期滞納者の解消に成果を上げています。今後も確実な回収に努めてまいります。</p> <p>諫早西部台第2工区(東-1地区)の公社分譲宅地50区画については、平成24年度から3年間を目途に分譲を行ってきました。26年度末で3区画が未分譲なため、購入者には外構工事を最大100万円補助するキャンペーンを導入する等、販売促進に注力しているところであり、今後とも早期の完売を目指して努力してまいります。</p> <p>引き続き「債務返済への注力、賃貸管理事業へ特化していく、新たな開発をしない」という基本的な考え方にに基づき、再建計画を進めてまいります。</p>
	<p>(2) 指定管理業務における収支状況について</p> <p>県営住宅における指定管理業務について、当年度の収支状況が長崎地区、佐世保地区、県央地区の3地区合わせて26,298千円の赤字となっている。</p> <p>前年度と比較して一般管理費は縮減しているものの、負担金収入の減少が事業原価の減少よりも大きかったことにより赤字が増加している。</p> <p>県営住宅における指定管理業務は当社の主要事業のひとつとして位置づけており、収支の改善に努めるべきである。</p>	<p>入居者へのサービスの質を確保しつつ、効率的な業務遂行に努めてはおりますが、電気料金の値上げ等の影響もあり、経費が増高しており、収支が均衡できておりません。</p> <p>今後とも、一般管理費や担当部署の事務経費を縮減し、赤字縮小に努めてまいります。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:土木部 用地課		
【長崎県土地開発公社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 見積書徴取について 事務用品に係る見積書徴取に当たり、記入間違いと思われるものについて、業者へ確認のうえ見積額を当公社で訂正し、比較している事例がある。 適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>職員に適正な事務処理方法を周知いたしました。 今後とも、職員間の相互チェックを徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
意 見(団体)	<p>(1) 経営状況について 当年度の決算は、当期純利益が6,535千円の黒字であり、3期連続して黒字を計上している。 また、経営改善実施計画(平成24～28年度)と比較すると、経常損益は2年間累計で計画を40,570千円上回る実績で推移している。 しかしながら、主たる事業のうち、あっせん等事業の赤字により、当年度の事業損益は7,578千円の赤字となっており、経常損益も経営改善実施計画の目標値を達成していない。 あっせん等事業の赤字の主な要因は、県からの業務受託額が当初想定額の半額にとどまったことによるものであり、事業量及び事務費の確保について県と十分協議する必要がある。 今後とも、確実な経営改善の実現のため、経営改善実施計画に盛り込まれた事業毎の計画について達成状況を分析のうえ、関係機関とも協議しながら具体的な方策を策定し、着実に実施すべきである。</p>	<p>あっせん等事業(用地取得事業)については事業の熟度が低く、用地交渉に入れない事業が含まれるなど、当初見込での甘さがありました。 平成27年度予算では、事前に県と協議して受託する事業を精査し、予算計上しています。 経営改善実施計画については、今後、検証を行い、達成状況を分析して、関係機関とも協議しながら、必要な措置を講じてまいります。</p>


項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
意 見(団体)	<p>(2) 長期保有土地の売却について</p> <p>公有用地(神の島工業用地、大村臨海工業用地)については、県からの要請により取得・造成したものであり、定期的に県へ買い戻しの要請を行った結果、一部買い取りや暫定使用の動きが起きている。</p> <p>このうち神の島工業用地については、当年度に一部売却できたものの、2.7ha売れ残っている。</p> <p>また、大村臨海工業用地については、空港関連施設用地6haを残しメガソーラー用地として平成26年3月に県及び事業者と協定書が締結されているが、当該用地は買い取りでなく具体的な土地の利用計画が定まるまでの暫定使用となっている。</p> <p>各事業用地とも県に対し引き続き、買い取りについて要請すべきである。</p> <p>吾妻工業団地用地については、雲仙市(旧吾妻町)からの要請や県からの協力依頼により当社の自主事業として造成したものである。</p> <p>平成24年度に販売価格を見直しのうえ、当年度に雲仙市が「雲仙市企業立地推進方針」を策定し、企業立地に努めているものの、平成21年度以降売却は進んでいないため、引き続き県及び雲仙市に対し企業立地促進について要請すべきである。</p>	<p>公有用地(神の島工業用地、大村臨海工業用地)については、例年、依頼元の県へ買い戻しの要請を行っており、本年度は神の島工業用地、大村臨海工業用地ともに、平成26年9月30日付け文書で要請しました。</p> <p>神の島工業用地については、平成27年3月26日付けで、大村臨海工業用地については平成26年10月6日付けで、現時点では再取得が困難である旨の文書を県から受領していますが、今後とも買取を引き続き要請してまいります。</p> <p>吾妻工業用地についても、関係機関に対し、企業立地促進について要請してまいります。</p>

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:交通局		
【長崎県営バス観光株式会社】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 過年度未収金について 過年度未収金が当年度末で2,143千円あり、回収に係る記録が保存されていない。 未収金の新たな発生を防止するとともに、適切な債権管理を行い、早期解消に努めること。</p>	<p>監査終了後ただちに記録簿を作成し、回収に係る記録を保存するよう改めました。 引き続き、さらなる回収を進めるとともに、新たな未収金を生じさせないよう、定期的な徴収訪問等を行うなど、適正な債権管理に努めてまいります。</p>
	<p>(2) 貸倒引当金について 貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとなっているが、回収不能見込額を下回って計上している。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>回収不能見込額については、平成26年度に全額を引当計上したところであり、今後は、適正な会計処理に努めてまいります。</p>
	<p>(3) 貯蔵品の払出手続について 褒賞優待証を貯蔵品として管理しているが、払出について、庫出伝票による決裁が行われていない。 適正な会計処理を行うこと。</p>	<p>褒賞優待証については受払簿により管理を行うよう関係規程を改正いたしました。 今後とも、貯蔵品の適正な管理に努めてまいります。</p>
意見(団体)	<p>(1) 経営状況について 当年度の決算は、前年度より収支が悪化し営業利益が6,489千円の赤字であり、当期純利益も5,318千円の赤字となっている。 赤字の主な要因は、航空券販売手数料率の低下や販売実績の減少などによる斡旋手数料の減少、広告事業の売上の減少などによるものである。 宿泊を伴うツアー販売の低迷やターミナル利用者の減少など取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況にあるが、今後とも経費節減や収支構造改善に努めるべきである。</p>	<p>当社を取り巻く経営環境は、競争の激化による受注単価の低下など、経営環境は引き続き厳しい状況にあることが見込まれています。 このような状況の中、旅行事業においては、パック商品等の営業訪問活動による販路拡大に加え、顧客ニーズに沿った募集型企画旅行を定期的に設定し集客を図るほか、広告事業においては、電子看板など新たな広告媒体の構築を進めるなど、増収に向けた取組を進めてまいります。 今後とも、さらなる経費節減に努めるとともに収支改善に努めてまいります。</p>

26教総第399号
平成27年5月25日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 外間 雅広 様
長崎県監査委員 山田 朋子 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二 

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年3月13日付け26長監第84号にて提出された監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

平成26年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 生涯学習課		
【特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 使用料の徴収要領について</p> <p>当団体経理規程において、施設の長は、その所掌に属する使用料を徴収しようとする場合は、別途定めた要領により取り扱わなければならないと規定されているが、要領が作成されていない。</p> <p>使用料の徴収について、具体的な事務処理を定めた徴収要領を整備すること。</p>	<p>使用料の徴収要領については、5月下旬に開催する総会での承認を経て、施行いたします。</p> <p>今後は、整備した要領により、適正な徴収事務に努めてまいります。</p>
	<p>(2) 清掃業務委託について</p> <p>当団体経理規程において、予定価格が3万円を超える委託契約を随意契約により締結する時は、やむを得ない場合を除き2者以上から見積書を徴取し、予定価格が30万円を超える契約については予定価格調書を作成しなければならないと規定されている。</p> <p>しかしながら、清掃業務委託(契約額80万円)について、1者見積りとした理由が執行伺に記載されておらず、予定価格の決定及び予定価格調書の作成も行われていない。</p> <p>適正な事務処理を行うこと。</p>	<p>当該委託契約について、27年度からは予定価格の決定及び予定価格調書の作成を行い、2者から見積書を徴取いたしました。</p> <p>今度とも、経理規程を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>